

鳥志広監 第 21 号
平成20年 3月19日

鳥羽志勢広域連合
連合長 竹内千尋様

鳥羽志勢広域連合監査委員 清水久行

鳥羽志勢広域連合監査委員 畑美津子

住民監査請求について（勧告）

平成20年1月25日に受理した、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったところ、本件請求に係る下記の部分に係る支出については請求に一部理由があると認めたので、返還・是正させるなど必要な措置を講じられるよう勧告します。

記

1 勧告の内容

- (1) 志摩町中継槽用地土地賃貸契約について、契約金額が不当に高いとして、鳥羽志勢広域連合に対して、金3,411,264円を連合長に請求するよう勧告する。
- (2) 志摩町中継槽用地土地賃貸契約について、2,588,736円以下の金額で変更契約するよう勧告する。

2 措置期限

平成20年 4月30日（水）